

投資情報

広東、天津、福建に新たな自由貿易試験区を設立

2014年12月28日、全国人民代表大会 常務委員会において『国務院への授権による、中国(広東)自由貿易試験区、中国(天津)自由貿易試験区、中国(福建)自由貿易試験区及び中国(上海)自由貿易試験区拡張区域内における「外資企業法」、「中外合弁企業法」、「中外合作経営企業法」と「台湾同胞投資保護法」が規定する関連行政審査認可の暫定的調整に関する決定』(以下、「常務委員会決定」)が可決されました。これにより、自由貿易試験区が設置される広東省、天津市、福建省の対象区域及び上海市内の拡張区域の地理的範囲、これらの区域における外商投資企業の設立等に関連する行政審査認可の試験的な届出制への移行が打ち出されました。この常務委員会決定は2015年3月1日より施行されます。

1. 対象区域

常務委員会決定では、広東省、天津市、福建省に新たに設立される自由貿易試験区に含まれる区域及び今回拡張され新たに自由貿易試験区となる上海市内の区域を詳細に規定しています。

自由貿易試験区名称	設置区域の概要(括弧内は面積)	
中国(広東)自由貿易試験区(以下、「広東自貿区」)	新設	広州南沙新区、深セン前海蛇口、珠海横琴新区(116.2 km ²)
中国(天津)自由貿易試験区(以下、「天津自貿区」)		天津港、天津空港、濱海新区中心商務(119.9 km ²)
中国(福建)自由貿易試験区(以下、「福建自貿区」)		平潭、厦門、福州(118.04 km ²)
中国(上海)自由貿易試験区(以下、「上海自貿区」)	拡張	陸家嘴金融、金橋開発、張江高科技(91.9 km ²) * 既存区域(28.8 km ²)との合計面積は 120.7 km ²

2. 試験的に届出制へ移行される行政審査認可

2015年3月1日から試験的に停止される行政審査認可項目は、「広東自貿区、天津自貿区、福建自貿区及び上海自貿区拡張区域における関連法律が規定する行政審査認可の暫定的調整目録」(以下、「暫定的調整目録」)に規定されています。その内容は台湾投資企業の設立に関する行政審査認可に関する1項目を除けば、2013年の上海自貿区創設に際し公表された「中国(上海)自由貿易試験区における関連法律が規定する行政審査認可の暫定的調整目録」(以下、「上海自貿区暫定的調整目録」)¹の規定と同じです。つまり、通常は商務部または商務部が権限委譲する各地方人民政府の主管商務部門により行われる、外商投資企業の設立、経営期間の延長、合併・分割等に係る行政審査認可が停止され、2015年3月1日より3年間の期限付きで試験的に届出制へ変更されます。また、今回の暫定的調整目録には台湾投資企業の設立に係る行政

¹ 詳細は、「トーマツチャイナニュース Vol.130 (2013年9月号)」を参照のこと。

審査認可の届出制への移行が新たに盛り込まれていることから、複数の自由貿易区を設立することにより、上海自由貿易区とは異なる地域性を活かしたそれぞれの自由貿易区の発展が意図されていることが窺えます。暫定的調整目録により停止される12項目の行政審査認可項目は下表の通りです。

No	行政審査認可項目	関連法律・条項	具体的内容
1	外資企業の設立	外資企業法 第六条	外資企業の設立申請は、国務院対外経済貿易主管部門或いは国務院より授権された機関が審査認可を行う。
2	外資企業の分割、合併或いはその他重要事項の変更	外資企業法 第十条	外資企業の分割、合併或いはその他重要事項の変更は、審査認可機関に報告して認可を受け、且つ、工商行政管理機関で変更登記手続きを行わなければならない。
3	外資企業の経営期間	外資企業法 第二十条	外資企業の経営期間は外国投資者が申告し、審査認可機関が認可する。経営期間が満了し延長の必要がある場合、期間満了の180日前までに審査認可機関に申請を行わなければならない。
4	中外合弁企業の設立	中外合弁企業法 第三条	各合弁当事者が締結した合弁協議、契約、定款は、国家対外経済貿易主管部門に報告し、審査認可を受けなければならない。
5	中外合弁企業の合弁期間延長	中外合弁企業法 第十三条	合弁期間を約定している合弁企業で、各合弁当事者が合弁期間の延長に同意している場合、合弁期間満了の6か月前までに審査認可機関に申請を行わなければならない。
6	中外合弁企業の解散	中外合弁企業法 第十四条	合弁企業に深刻な欠損、一方の当事者による契約や定款に規定される義務の不履行、不可抗力等が発生した場合、各合弁当事者が協議、同意し、審査認可機関へ報告し認可を受け、国家工商行政管理主管部門で登記を行うことで、契約を終了させることができる。
7	中外合作経営企業の設立	中外合作経営企業法 第五条	中外合作経営企業の設立申請は、中外の合作当事者が締結した協議、契約、定款等の文書を国務院対外経済貿易主管部門或いは国務院が授権する部門と地方政府に提出し審査認可を受けなければならない。
8	中外合作経営企業の協議、契約、定款の重大な変更	中外合作経営企業法 第七条	中外合作経営当事者が合作期間中に協議し合作企業契約の重大な変更に同意した場合、審査認可機関に報告し認可を受けなければならない。

No	行政審査認可項目	関連法律・条項	具体的内容
9	中外合作経営企業の 合作企業契約における権利、 義務の譲渡	中外合作経営企業法 第十条	中外合作経営当事者の一方がその合作企業契約における全部の或いは一部の権利、義務を譲渡する場合、他方の同意を得て、審査認可機関に報告し認可を受けなければならない。
10	中外合作経営企業の第三者 への経営管理の委託	中外合作経営企業法 第十二条第二項	中外合作経営企業の成立後、経営管理を中外合作当事者以外の第三者に委託することに変更する場合、董事会或いは連合管理機関の一致した同意を得て、審査認可機関に報告し認可を受けなければならない。
11	中外合作経営企業の 合作期間延長	中外合作経営企業法 第二十四条	中外合作経営企業の合作期間は、中外合作当事者が協議し、合作企業契約に明記する。中外合作当事者が合作期間の延長に同意した場合、合作期間満了の180日前までに審査認可機関に申請を提出しなければならない。
12	台湾同胞投資企業の設立	台湾同胞投資保護法 第八条第一項	台湾同胞投資企業の設立申請は、国务院規定の部門或いは国务院規定の地方人民政府に申請を提出し、審査認可機関は申請の受理から45日以内に認可の可否を決定しなければならない。

3. 留意点

今回の常務委員会決定は、新たな自由貿易試験区の地理的範囲及び試験的に届出制に移行される行政審査認可項目を定めたものであり、その運用や届出制の対象となる外商投資プロジェクト等の詳細は明らかになっていません。暫定的調整目録が上海自貿区暫定的調整目録の内容とほぼ同じであることから、2013年の上海自貿区創設時と同様、今後、広東省、天津市、福建省の新たな自由貿易試験区においても、2015年3月以降も引き続き行政審査認可が要求される外商投資プロジェクト等のリスト(ネガティブリスト)や、届出手続きに関する補充通達が公布される可能性が高いと考えられます。加えて、現行の上海自貿区で既に導入されている区内企業やそのグループ企業に対する金融規制の緩和策²や特定の業種に対する規制緩和等の導入にも留意する必要があります。一方で、それぞれの自由貿易試験区の特性を意識した独自の政策が打ち出される可能性もあり、今後の動向が注目されます。

² 現行の上海自貿区における金融分野の規制緩和には、国内外グループ企業間における専用口座を利用した人民元・外貨のプーリングや集中決済等がある。詳細は「トーマツチャイナニュース Vol.136 (2014年3月号)」を参照のこと。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,800 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2015. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC, Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited